農地基本台帳の公表事項

区分	項目	公表	
		インター ネット	窓口
0	農地の所在、地番、地目および面積	0	0
	賃借権などの種類・存続期間	\circ	0
	耕作者ごとの整理番号	\circ	0
	遊休農地の措置の実施状況	\circ	0
	所有者の貸付・売却に関する意向	\triangle	\triangle
	農地中間管理機構が借り受けている 農地かどうか	\circ	0
2	所有者の氏名・名称	×	\circ
	賃借人などの氏名・名称	×	\circ
	耕作者の氏名・名称	×	\circ
3	所有者の住所	×	×
	賃借人などの住所	×	×
	賃借権の額	×	×
	権利移動に係る手続きの根拠法	×	×
	納税猶予の適用状況	×	×
	その他必要事項	×	×

- ○の項目は公表します。
- △の項目は所有者が公表に同意した場合のみ公表します。
- ×の項目は公表しません。

|活用例3

が条件整備後に借り受け希望者を地利用可能と判断した場合、機構 遊休農地を活用する場合:

4月から始まります

農地基本台帳と 地図情報の公表

農地法の一部改正により農地基本台帳と地 図の整備が法定化され、平成27年4月から農 地情報公開システムによるインターネットや 農業委員会窓口での公表が始まります。

□広く公表する必要がある事項

次の三つに区分されます。

②人・農地プランの話し合いの場 などで必要な事項

❸農地中間管理機構が業務を行う

上で必要な事項

きますので、 る際にご活用ください。 農地情報は、 農地の貸借を検討す どなたでも閲覧で

■活用例②

い手に貸し付けます。 構に貸すことにより、

手それぞれが機構に利用権を移.・・・ 利用権の交換を希望する担 地を交換し、 して担い手に貸し付けます



農地中間管理事業の仕組み

益社団法人岩手県農業公社) 進めるため、農地中間管理機構(公 の農地集積・集約化により、 の有効利用や農業経営の効率化を 担い手 農地

善を行うものです。 基盤整備などによる利用条件の改 農地の借り受け・貸し付け、 管理、

■活用例① 農業者が経営転換や離農する場

合···農業振興地域内 をまとまりのある形に整理して担 手ごとの希望も踏まえ、利用農地 機構が担い の農地を機

機構はまとまりのある農地に整理 地域の担い手が分散している農 使いやすくする場合

化を進めるために必要な事項で、公表の対象は、農地集積・集約

る面積に応じて、交付要件を満た業者などが機構へ農地を貸し付け 経営転換協力金: 離農す

(遊休農地の所有者は交付対象外)。 した場合に協力金が交付されます る農

交付されます。 農地面積に対する機構への貸し付地域集積協力金…・地域内の全 け割合に応じて、 地域に協力金が

合わせください。 内線252 66 2

■支援制度②

農業委員会へお問い

の土地に住宅建築や植林など農業 今後5年以内に、農用地区域内 除外する手続き(農振除外) 5月29日までに農林環境エネルギー に住宅建築など農業以外の目的で 農用地区域内の土地 農用地区域から いる場合は、

■提出書類

完了する平成28年3月までは、

課に申出書を提出してください。

6月から見直し作業が始まり、

別の変更手続きができなくなりま

利用が制限されています農用地区域は農業以外の

将来にわたって優良農地として

①農用地利用計画変更申出書

以外の利用を予定して

- ②土地の登記事項証明書、公図(申請地の地番、地目、 隣接地の利用状況を表示する図面)
- ③位置図(申請地の位置と付近の状況を表示する図面)

化を総合的に進めるため、

おおむ

土地の有効活用と農業の近代

ね10年間を見通して策定する計画

の振興を図るべき地域を明らかに農業振興地域整備計画は、農業

5月29日までに 農振除外の手続きは 農業振興地域整備計画とは

合的な見直し(定期見直し) す。平成27年度は5年に1度の総 興地域整備計画」を策定していま 農業振興を図るため「葛巻農業振

に当たります。

利用する場合は、

関する法律」に基づき、

総合的な

に設定して農業施策を重点的に行

うため、

農業以外の利用が制限さ

れています

このため、

町は、

「農業振興地域の整備に

利用すべ

き土地は「農用地区域」

- ④案内図 ⑤位置比較検討表
- ⑥事業計画の概要、配置図、資金計画書など
- ■提出・問い合わせ先

農林環境エネルギー課 ☎66-2111 内線146

業委員会で行う必要があります 振除外後に農地転用の手続きを農 方は必ず手続きしてくださ すのでご注意ください ん。住宅建築や植林の予定がある し後5年間は農振除外はできませ 原則として、 農地転用を伴う場合、 今回の見直

総合的

に見直

します

業振興地域整備計

利用する場合も編入手続きを

の編入手続きが必要になる場合が 場合についても、農用地区域内 など農業上の利用を計画している あります。 農用地区域外の 土地を草地造成

農用地以外の土地を農業用に

5年以内に農用地区域に住宅建築や植林を

予定している方は5月29日までに申請を